

2025-2027 年度青年研修「保健医療（生活習慣病予防）B」
研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下、「JICA 沖縄」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

大洋州を始めとする島嶼国においては、糖尿病、高血圧、脂質異常症など、生活習慣が深く関与すると考えられる疾患・生活習慣病が死因の大半を占め、ハイリスク群に分類される成人の数が増加しており、この地域の疾病構造が感染症から生活習慣病に移行しています。多くの場合、食生活の改善や運動習慣の習得といった生活習慣の改善により予防が期待できると考えられ、各国で取り組みが始まっています。沖縄県は、本邦における島嶼県であり、研修参加国と類似した環境において生活習慣病対策に取り組んでおり、課題や経験を共有し、参加者と共に対策を考える場として適切であることから、本研修を実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社ティーエーネットワーク（以下、「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。特定者は、2015 年度から JICA 沖縄における保健分野の研修を受託し、研修事業を通じた人材育成に必要な知見を有しています。また、2019 年度から複数回、本研修を受託しており、研修分野における経験の蓄積から、対象国の状況・ニーズに応じた研修内容の検討ならびに円滑かつ効果的な研修運営が可能です。

上記のとおり特定者は、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施しうる要件を備えていますが、特定者以外で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度青年研修「保健医療（生活習慣病予防）B」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 技術研修期間（2025 年度）：2025 年 8 月 25 日～2025 年 9 月 5 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 7 月 25 日～2025 年 11 月 28 日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

※2026 年度および 2027 年度の実施時期は受注者と調整の上で決定します（単年度契約）。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- （※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- （※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・ 個人番号利用事務実施者
 - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去、海外あるいは国内の別なく、当該分野における人材育成や研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

2) 本研修委託業務契約は、2025 年度～2027 年度に実施する計 3 回の研修コース全体を対象とします。2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027 年度案件まで継続契約を行う予定です。(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 5 月 9 日 (金) 16 : 00 まで
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	郵送 (書留としてください)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 5 月 14 日 (水)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025 年 5 月 15 日 (木)
	回答予定日	2025 年 5 月 16 日 (金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2 (1) (2) の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

以 上

2025-2027 年度青年研修「保健医療（生活習慣病予防）B」
研修委託業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度および 2027 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件3）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

青年研修「保健医療（生活習慣病予防）B」

（2）研修の背景・目的

大洋州、カリブ諸国などの島嶼国においては、糖尿病、高血圧、脂質異常症といった、生活習慣が深く関与すると考えられる疾患・生活習慣病が死因の大半を占め、ハイリスク群に分類される成人の数が増加しており、この地域の疾病構造が感染症から生活習慣病に移行しています。多くの場合、食生活の改善や運動習慣の習得といった生活習慣の改善により予防が期待できると考えられ、各国で取り組みが始まっています。

一方、沖縄県も近年、生活習慣病対策が喫緊の課題となっています。沖縄県が本邦における島嶼県であり、研修参加国と類似した環境において生活習慣病対策に取り組んでいることから、経験や課題を共有し、参加者と共に対策を考える場として適切であることから、本研修を実施するものです。

本研修は、研修参加国の将来の生活習慣病予防に向け、保健医療分野の若手人材に対して沖縄県を含む本邦の取り組みに係る理解を促し、自国における具体的活動を検討するために実施するものです。

（3）研修期間（予定）

【研修員来日期間】 2025 年 8 月 20 日（水）～ 2025 年 9 月 6 日（土）

【技術研修期間】 2025 年 8 月 25 日（月）～ 2025 年 9 月 5 日（金）

（4）研修員（予定）

1) 定員：15 名

2) 研修対象国：キリバス、パプアニューギニア、ツバル、バヌアツ、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、トリニダード・トバゴ、セーシェル、モーリシャス

3) 研修対象組織及び対象者

組織： 保健省や地方行政機関において生活習慣病予防を担う組織

対象者： 上記組織において生活習慣病予防に携わっている者

年齢： 20～35 歳

(5) 研修使用言語：英語

(6) 案件目標

生活習慣病予防に向けた具体的な活動案が策定される

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 自国の生活習慣病の現状と対策および課題を研修関係者に共有できる。
- 2) 日本および沖縄県の生活習慣病予防・対策に関する医療政策・制度が理解される。
- 3) 医療政策・制度に基づく生活習慣病予防・対策に関する地域保健の実践が十分に理解される。
- 4) 研修で得た知見を踏まえ自国の生活習慣病予防に具体的活動計画案が作成される。

(8) 研修構成・内容

1) 研修項目

ア. 事前プログラム

研修参加者は、自国の生活習慣病の現状と対策および課題を整理し、インセプションレポートを作成する。

イ. 本邦研修

- ① インセプションレポートの発表と討議を通じて、自国の課題について理解を深める。
- ② 講義、討議・意見交換、演習、視察を通じて下記項目について理解を深める。
 - ・ 日本および沖縄県の生活習慣病の現状と課題
 - ・ 行政が実施している生活習慣病予防・対策に係るサービス
 - ・ 生活習慣病予防・対策における地域医療の貢献
- ③ 上記①および②を通じて、自国の課題解決に活用可能な活動を整理して6ヶ月～1年の活動計画(アクションプラン)を作成する。

2) 研修方法

以下の方法をバランスよく配置する。

- ア. 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、研修員の理解を高めるべく実施する。
- イ. 討議・意見交換：研修員間の討議や意見交換により、各国の違いや自国の特徴・課題を理解し、研修員間の学び合いを促進する。

- ウ. 演習：講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。
- エ. 見学：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。
- オ. レポート作成・発表：各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修終了後の問題解決能力を高めることを狙いとして各レポートの作成・発表をさせる。
- カ. コンサルテーション：アクションプランの作成にあたっては、個別もしくはグループ毎にコンサルテーションを行い、課題解決に向けて助言を行う。

3) 当機構が実施するプログラム

- ア. 集合ブリーフィング（0.5日）
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等について説明する。
- イ. ジェネラルオリエンテーション（1.0日）
滞在中の諸注意説明の他、沖縄県について説明する。
- ウ. 開講式（1時間）
- エ. 評価会・閉講式（0.5日）
研修の修了にあたり、研修全般の効果を確認し。また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容等について意見を聴取する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年7月25日（金）～2025年11月28日（金）
（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

- 1) 当該年度の業務実施方針の検討
- 2) 研修の質の向上、効率化に係る業務
- 3) 沖縄県内自治体、病院、健康増進関連団体、大学等との連携およびネットワーク構築ならびに沖縄県側関係者の国際協力への理解促進に係る業務
- 4) 業務完了報告書の作成

(3) 詳細

本邦研修

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

事前プログラム

- 1) 研修開始にあたり必要となる研修員への連絡・指示・質問回答
- 2) インセプションレポート内容の分析、同レポート制度工場のための研修員への追加情報提供・追加依頼および調整

3. 留意事項

- (1) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性があります。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行に係る国内移動・宿泊について

- は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 研修員受入事業および研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上